令和4年10月14日

保護者の皆様へ

静 和 幼 稚 園
園長 小林 勝

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。
令和3年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。
具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）
「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和3年4月～令和4年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	62,253	112,163	112,123	112,093	112,123	112,023	112,023	111,953	111,913	112,073	112,103	116,253
		3歳児	62,253	62,563	62,523	62,493	62,523	62,423	62,423	62,353	62,313	54,183	54,213	58,363
		4歳以上児	45,863	46,173	46,133	46,103	46,133	46,033	46,033	45,963	45,923	45,893	45,923	50,073
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	212,200	211,470	211,260	211,110	211,110	211,110	211,020	211,060	211,060	211,060	210,970	220,330
	短時間		205,450	204,720	204,510	204,360	204,360	204,360	204,270	204,310	204,310	204,310	204,220	213,580
	標準時間	1・2歳児	131,260	130,530	130,320	130,170	130,170	130,170	130,080	130,120	130,120	130,120	130,030	139,390
	短時間		124,510	123,780	123,570	123,420	123,420	123,420	123,330	123,370	123,370	123,370	123,280	132,640
	標準時間	3歳児	81,170	80,440	80,230	80,080	80,080	80,080	79,990	80,030	80,030	72,090	72,000	81,360
	短時間		74,230	73,500	73,290	73,140	73,140	73,140	73,050	73,090	73,090	65,150	65,060	74,420
	標準時間	4歳以上児	65,290	64,560	64,350	64,200	64,200	64,200	64,110	64,150	64,150	64,150	64,060	73,420
	短時間		58,350	57,620	57,410	57,260	57,260	57,260	57,170	57,210	57,210	57,210	57,120	66,480

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	2,470	3,820	4,500	2,700	220	4,050	3,820	4,270	2,920	3,150	3,600	2,920
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500